

湯河原町告示第86号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したので、湯河原町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年湯河原町条例第18号）第7条第2項に基づき告示する。

令和7年12月8日

湯河原町長 内 藤 喜 文

- 1 施設の名称 万葉公園・周辺広場
- 2 指定管理者 湯河原惣研株式会社
となる団体 代表取締役 藤原 岳史
神奈川県足柄下郡湯河原町宮上566番地
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで